

外貨定期預金規定

[外貨定期預金共通の規定]

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当該預金を預入れた営業店において、解約または書替継続ができます。

2. (外国為替相場等)

- (1)この預金勘定に円貨を対価として買入れた外貨を預入れる場合は、当行所定の外国為替相場によるものとします。
- (2)この預金を解約して円貨を対価として当行に売却する場合は、当行所定の外国為替相場によるものとします。
- (3)解約時に円貨で払い出す場合には、外国為替相場の変動により差益または差損が生じることがあります。

3. (預金の支払時期等)

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

4. (預金の解約または書替継続)

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2)この預金の解約もしくは書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により、記名押印（または署名）して、通帳または証書とともに提出してください。
- (3)前記(2)の解約もしくは書替継続の手続に加え、この預金を解約もしくは書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約もしくは書替継続を行いません。

5. (利息)

- (1)この預金の利息は、記載の期間および利率ならびに当行所定の付利単位および計算方法によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2)この預金を前記4の(1)により満期日前に解約する場合には、中途解約の依頼により発生する当行所定の手数料、費用および損害をご負担いただくことがあります。

6. (外貨定期預金の満期後の取扱)

- (1)この預金を満期後に解約または書替継続する場合の満期日から当該解約日または書替継続日までの期間についての利息は、当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2)この預金につき、別に差し入れた為替予約約定書（外貨定期預金用）にもとづいて為替予約を付している場合は、同約定書の条項に従って、満期日に解約し支払います。

7. (手数料及び費用)

- (1)この預金に関して行う取引の諸手数料および諸費用については、取引の都度または当行所定の時期に請求のうえ、当行所定の料率により申し受けます。この場合、当行の都合により、これらの手数料および費用を当行所定の為替相場により計算した当該外貨相当額を預金残高から当行において差引くことができるものとします。
- (2)この預金と同一通貨の外貨現金で預入れ、または払戻す場合には、当行所定の手数料をいただきます。

8. (差引計算等)

- (1)当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかにかわらず、当行は、この預金をいつでも当行所定の方法により相殺、または弁済に充当することができるものとします。
- (2)前記(1)の場合でこの預金と債務の通貨種類が異なるときは、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

9. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1)通帳、証書または届出の印章を紛失したとき、または印章、名称、住所、在留資格・在留期間その他届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出て下さい。
- (2)前記(1)の印章、名称、住所、その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3)通帳、証書または届出の印章を紛失した場合のこの預金の解約もしくは書替継続または通帳もしくは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4)届出のあった氏名および住所にあてて当行が通知または書類を発送した場合に、当該通知または書類が延着または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (5)預金口座開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出て下さい。

10. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって届出て下さい。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出て下さい。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって届出て下さい。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に届出て下さい。
- (4)前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に届出て下さい。
- (5)前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。

なお、預金者が個人である場合には、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記 12 により補てんを請求することができます。

12. (盗難通帳、証書による元利金の支払い等)

(1)預金者が個人の場合であって、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な元利金の支払い（以下、本条において「当該元利金の支払い」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該元利金の支払いの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①通帳、証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前記(1)の請求がなされた場合、当該元利金の支払いが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた元利金の支払いの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を前記 11 本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該元利金の支払いが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前記(1)および(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、この通帳、証書が盗取された日（通帳証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な元利金の支払

いが最初に行われた日。) から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
(4)前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ①当該元利金の支払いが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該元利金の支払いが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または、家事使用人により行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳、証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)当行がこの預金について預金者に元利金の支払いを行っている場合には、この元利金の支払いを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該元利金の支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当行が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、この預金にかかる元利金支払請求権は消滅します。

(7)当行が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳、証書により不正な元利金の支払いを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1 3. (譲渡・質入の禁止)

(1)この預金を当行の承諾なしに譲渡し、または質入れすることはできません。

(2)前記(1)の定めにかかわらず、当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

1 4. (裁判管轄)

この預金に関して紛争が発生した場合には、当行の本店を管轄する日本国の裁判所を専属的裁判管轄とし、その裁判所で解決します。

1 5. (準拠法)

この預金に関する預入れ、解約等いっさいの取引は、日本法に従ってお取扱いします。また外国為替及び外国貿易法等の法令が適用になります。

1 6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は

約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより当行に発生する融資取引所定の違約金、事務費用等の損害金等の取扱いについては当行の負担とします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上